

○山形市契約審査委員会における判定基準

山形市契約審査委員会（以下「審査会」という。）時における判定基準は、次のとおりとする。

下記の調査条件を満たさない場合は「契約内容に適合した工事が履行されない」と判定する。

また、調査に協力しない者についても「契約内容に適合した工事が履行されない」として取り扱う。

調 査 事 項

項目 1：直接工事費

調査条件① 直接工事費は、発注設計図書における直接工事費の 85%以上となっていること。

調査条件② 数量は、発注設計図書に計上した数量と同じであること。

調査条件③ 残土処理及び産業廃棄物等の処理は、発注設計図書に規定する所定の場所への処分として所定の処分費を計上していること。

調査条件④ 労務費は、法定最低賃金を下回っていないこと。

調査条件⑤ 下請けを予定している場合は、発注済みの同程度工事と比較し、著しく下回っていないこと。

項目 2：共通仮設費

調査条件⑥ 共通仮設費は、発注設計図書における共通仮設費の 85%以上となっていること。

項目 3：現場管理費

調査条件⑦ 現場管理費は、発注設計図書における現場管理費の 85%以上となっていること。

項目 4：一般管理費

調査条件⑧ 一般管理費は、発注設計図書における一般管理費の 60%以上となっていること。

この判定基準は、令和 5 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行うものについて適用する。